



自治会・町内会設立の手引き



きさポン

木 更 津 市

はじめに

自治会は、同じ地域に住む皆さんが、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的に運営している最も身近な住民自治組織であり、地域内の住民を繋ぐ重要な役割を担っています。近年、地震や津波、台風など大規模な災害時に地域のつながりや助け合いが重要視されており、年々自治会の重要性は増しています。

その一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、自治会活動に関心を持たない世帯が増えており、自治会の運営に様々な課題が生じています。

自治会加入率が低下すれば担い手確保に支障をきたし、いざという時の地域で支え合う力にも影響を及ぼすことから、本市では自治会の加入促進・負担軽減について全庁で取り組んでいます。

本書では、新しく自治会を発足される方々や役員に就任された方々を対象に、自治会の設立にあたる基本的な情報についてわかりやすくまとめました。

最終的に、自治会の運営方針を決めるのは、住民の皆様です。会員同士での話し合いの際、本手引きが参考になれば幸いです。

木更津市市民活動支援課

目 次

1	設立までの流れ	1
2	自治会・町内会とは	2
3	自治会・町内会の主な活動	2
4	市内自治会組織の一覧	3
5	自治会・町内会を結成するには	4
6	自治会長・町内会長や役員になったら	5
7	市政協力員について	7
8	木更津市区長会連合会について	9
9	自治会の解散について	10

資 料

(1)	規約(例)	1
(2)	事業計画書(例)	5
(3)	予算書(例)	6
(4)	事業報告書(例)	7
(5)	決算書(例)	8
(6)	監査報告書(例)	9
(7)	市民活動支援課からの補助金等一覧表	10
(8)	設立趣意書(例)	12
(9)	加入の案内(例)	13
(10)	総会開催通知(例)	14
(11)	転入者の皆さまへ(例)	15

1 設立までの流れ

1 設立準備会を設ける

2 自治会・町内会の範囲を確定させる

3 趣意書を作成する

4 地域住民の意見を聞く

5 規約案を作成する

6 事業計画・予算案をつくる

7 地域住民の同意を得る

8 設立総会の準備をする

9 設立総会を開催する

10 市へ自治会設立の申請をする

*自治会発足届（規約及び区域図を添付）を市民活動支援課へ提出

2 自治会・町内会とは

自治会は、地域住民が自主的に結成し、運営されている団体です。地域住民の親睦を図るとともに地域の安全・安心に取り組む、自分たちの地域を住みよいまちにしていくことを目的としています。

3 自治会・町内会の主な活動

(1) 地域情報活動

- ・ 回覧板などを活用した情報共有



(2) 地域防災・防犯活動

- ・ 自主防災組織の結成（非常用物資の準備や防災訓練等）
- ・ 防犯灯の設置及び管理
- ・ 防犯パトロール



(3) 環境美化活動

- ・ ごみ集積所の管理や清掃
- ・ ごみゼロ運動の推進
- ・ 資源ごみの回収



(4) 社会福祉活動

- ・ 高齢者・青少年等の活動支援
- ・ 民生児童委員活動協力
- ・ 募金活動（歳末たすけあい等）
- ・ 地域福祉活動への協力
- ・ 各種ボランティア活動



(5) その他

- ・ 地域活動の拠点となる集会所の建設や管理
- ・ 盆踊り大会や祭り、バザー、運動会等、
だれでも気軽に参加できるイベントの開催
- ・ 学校行事への参加・支援など



4 市内自治会組織の一覧

(1) 木更津市内に登録している自治会数

- ・ 227単位自治会 34,427世帯（令和6年4月1日現在）

(2) 木更津市区長会連合会

- ・ 市内16地区・192単位自治会 28,523世帯が加入
（令和6年4月1日現在）

5 自治会・町内会を結成するには

(1) 自治会・町内会等の結成

自治会・町内会等を結成するためには、加入世帯及びその範囲を明らかにすることが必要です。

(2) 規約等の制定

自治会・町内会等を運営していくためには規約を定めることが必要です。規約を作るときの参考として、記載例が資料1ページにありますのでご参照ください。

(3) 役員の選任

総会等において、役員を選任します。

(4) 自治会発足届等の申請書類を木更津市に提出

- ・自治会発足届
- ・市政協力員推薦委嘱願
- ・代表者の承諾書
- ・総会資料及び総会議事録
- ・構成員の名簿
- ・自治会の区域を示した地図等
- ・規約

6 自治会長・町内会長や役員になったら

自治会長・町内会長や役員になった時、何から手をつけたらよいかわからない時があります。そこで1年間の主な事業や会議準備の進め方等一例を紹介します。

(1) 役員会

①前年度事業報告及び決算について

②新年度事業計画（案）及び予算（案）

③役員を選任について

④その他

*上記内容を総会議案として提出するために、役員会において審議する。

(2) 監査

会計帳簿全般について、監査を受ける。

(3) 総会の事前調整

司会、議長、事業報告及び事業計画、決算及び予算、監査報告の説明者を事前に決めておく。

(4) 総会

①前年度事業報告及び決算について

②新年度事業計画（案）及び予算（案）

③役員を選任について

④その他

(5) 総会資料の回覧

総会が終了したら総会資料を回覧し、全会員に周知する。

(6) 各種事業の実施

役員会を開催し、日程や内容を検討する。まず、最初に過去の開催の反省事項を踏まえ検討し、問題点を整理しながら準備にあたる。

7 市政協力員について

木更津市では、市民と行政の緊密な連絡を図ることにより、市政の健全な発達と円滑な運営ができることを目的として、市政協力員を設置しています。

市政協力員は、当該地域内の互選により選出された方を2年の任期で市長が委嘱し、市行政の周知伝達、簡易な調査報告、各種文書の配付、地域住民の建設的意見の連絡などを主なものとして活動しており、各自治会より1名選出していただいています。

市政協力員の身分は、市政における有償ボランティアとなります。

また、市政協力員には報償金を支給します。

【市政協力員の報償金】

基本額：75,000円

(※令和6年度まで70,000円

令和7年度以降75,000円)

加算額：4月1日時点の担当地区の加入世帯数が200を越える場合、その超える世帯1世帯につき50円を加算

【市政協力員の職務】 ※木更津市市政協力員設置要綱第5条

- (1) 市行政の周知、伝達に関する事
- (2) 簡易な調査報告に関する事
- (3) 各種文書配付に関する事
- (4) 地域住民の建設的意見の連絡
- (5) その他市長が特に必要と認めた事項

- ・市からの回覧依頼文書（回覧板）につきましては、毎月15日に近い金曜日（15日が金曜日だった場合、15日）までに市政協力員の皆さまに届くよう、各課等に依頼しております。
- ・余裕を持って発送するよう各課等に依頼しておりますが、急を要する依頼もあり、大変お手数をおかけいたしますが、ご理解願います。

8 木更津市区長会連合会について

木更津市区長会連合会は、住民の融和と連帯を基調とする木更津市内の区（自治会、町内会等を含む。）が相互の緊密な連絡調整を図るとともに、市政との円滑な協力関係を推進し、木更津市の発展と市民の福祉向上に寄与することを目的としている団体です。

自治会を結成される場合、ぜひ加入ください。

【加入状況】

- ・市内16地区・192単位自治会 28,523世帯が加入
(令和6年4月1日現在)

【実施事業】 ※木更津市区長会連合会規約第4条

- (1) 区等に共通する問題についての調査研究と情報交換に関すること。
- (2) 市の行政と連携し、市政の円滑な推進を図ること。
- (3) その他目的達成に必要な事項。

9 自治会の解散について

自治会の解散は、地域情報活動や地域防災・防犯活動、環境美化活動など様々な方面で影響が出るのが予想されます。解散により、地域のつながりが希薄になり、災害時などいざというときの助け合いが困難になる可能性があるため、解散される場合、自治会員・町内会員とよく話し合いご決断ください。

また、木更津市では転入者の方等に自治会加入促進チラシの配布を行っており、市として自治会加入促進を進めております。そのため、解散する場合、解散以外の手段がないかももう一度ご検討ください。それでも解散を希望される場合、一度市へご連絡ください。



きさポン

【問合せ先】

木更津市役所 市民協働部市民活動支援課

電話 0438(23)7491

FAX 0438(25)3566

メール seikatsu@city.kisarazu.lg.jp

令和6年12月作成